

## コミュニティ・スクールの推進拡充に関する決議

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は平成十六年に制度化され、改正教育基本法第十三条の趣旨(学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力)も踏まえ、平成二十九年の法改正により、その設置が努力義務化された。設置数は着実に増加しているものの、令和三年五月時点で導入率は全公立学校の三三・三％(一一八五六校)であり、地域差も大きい。子供たちが地域の宝であることはいつの時代も不変である。GIGAスクール等の学校の教育活動の充実のみならず、災害時には防災拠点ともなる学校を中心に、地域のセーフティネットとして保護者、地域のつながりを再構築する仕組みこそがコミュニティ・スクールであり、地域学校協働活動とあわせて一体的に推進すること、地域活性化の切り札となるものである。また、コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域の適切な役割分担を進め、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化を図り、学校の働き方改革にも資するものである。

さらに、ウイズコロナ・アフターコロナにおいては、家庭や地域と学校のコミュニケーションをより深めることが求められており、コミュニティ・スクールを適切に運営していくことは、大人としての子供達に対する責務である。コミュニティ・スクールは学校や地域を取り巻く様々な課題を解決するプラットフォームであり、これを日本全体の取組として推進拡充していく必要がある。また、コミュニティ・スクールにおいて、児童生徒が意見を述べる機会を取り入れることにより、児童生徒の主体性が育まれ、公共の精神を尊ぶ心豊かな人間性が育成されるという効果も期待されることである。

本議員連盟は、こうした重要な機能を有するコミュニティ・スクールについて、全ての公立学校での導入を目指し、政府に対し、特に以下の事項について重点的な取組を求めることを、ここに総意をもって決議する。

### ○「社会に開かれた教育課程」の実現と地域の活性化に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

新学習指導要領で盛り込まれた「社会に開かれた教育課程」の実現や放課後子供教室など放課後等における子供たちの多様な学びや体験の機会を提供するための基盤となる体制として、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進すること。その際、これらの仕組みが、地域の社会課題を解決するプラットフォームとなり、地域の活性化にも資する「共助」の仕組みであることを踏まえ、学校運営協議会を必置とし、強力に推進するための所要の予算を確保すること。

### ○地域学校協働活動推進員の配置拡大等による事務局体制の強化

学校の働き方改革の観点から、学校・家庭・地域の適切な役割分担を進め、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化を図ることも必要である。地域と学校をつなぐコーディネーターの役割を担う地域学校協働活動推進員がコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の総合調整・事務局機能をもつよう、地域学校協働活動推進員の常駐化等により、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の事務局体制を強化するための所要の予算を確保すること。

### ○支援体制の強化による導入促進等

設置が少ない学校種への導入促進や、導入後の効果的な運営の継続のため、自治体にアドバイザーを配置することともに、地域学校協働活動推進員の専門性・資質向上を図るための研修機会を充実するなど、自治体の支援体制を政府として強化するための所要の予算を確保すること。

令和三年十二月八日

自由民主党 コミュニティ・スクール推進拡充議員連盟